

## 令和元年度民事事件担当裁判官等協議会 事前アンケート結果

### 目次

#### (アンケート1)

##### 協議事項(1)

争点中心型の審理を実践し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題……2

争点整理の基本的な在り方、手法を陪席裁判官（民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定）に承継するために、部総括裁判官としてどのようなことをしていますか（また、するべきと考えていますか）。……………2

#### (アンケート2)

##### 協議事項(1)

争点中心型の審理を実践し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題……5

1 争点整理の基本的な在り方、手法を陪席裁判官（民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定）に承継するために、庁としてどのようなことをしていますか（また、するべきと考えていますか）。……………5

##### 協議事項(2)

民事訴訟手続のIT化を見据えつつ、現行法の下で審理運営の改善を図るための方策……………8

2 民事訴訟手続のIT化を見据え、審理運営を改善するために活用すべき現行法の規定や実務上の工夫として、どのようなものが考えられますか。……………8

##### 協議事項(3)

ウェブ会議等のITツールを活用して充実した争点整理を行うために留意すべき事項（フェーズ1関係）……………14

3 ウェブ会議を活用して争点整理を進めるに当たって留意すべき事項として、どのようなものが考えられますか。本年5月に送付した「ウェブ会議を活用した争点整理について」の内容も踏まえ、今後特に検討しておくべきと考える事項について御回答ください。……………14

(アンケート1)

協議事項(1) 争点中心型の審理を實踐し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題

争点整理の基本的な在り方、手法を陪席裁判官（民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定）に承継するために、部総括裁判官としてどのようなことをしていますか（また、するべきと考えていますか。）。(自由記載)

主な具体的回答

◎ 単独事件を通じたアプローチ

○ 具体的な事件処理を通じた指導

- ・ 右陪席の質問に対し、裁判長が意見を述べるのではなく、右陪席の審理の仕方の問題点や新たな視点を提供するに止め、右陪席自身に考えさせ、自らが審理の手法を確立したという形になるよう目指している。
- ・ 普段から右陪席の手持ち事件の進行等の相談に応じているほか（いわゆる擬似合議を含む。）、棚卸しの機会や雑談時等の様々な機会に、右陪席の手持ち事件の状況や悩みを聞き、適宜アドバイスやヒント（参考文献・判例、経験上の打開策の教示等）を与える。

○ 知識・経験の教示等

- ・ 経験が浅い陪席裁判官に対し、部総括が自らの弁論準備手続のやり方や争点整理のエッセンスについて話をすることが考えられる。
- ・ 単独事件の審理等において生じた出来事で陪席裁判官の参考になるものがあれば、事案と対応を紹介するようにしている。

○ 事件処理に関する意見交換

- ・ 争点整理の形骸化が問題になっていることを話題にし、期日において、当事者の主張や立証に疑問を感じる場合はもちろんのこと、事実についても法律論についても当事者と率直に話をするように勧めている。
- ・ 日常の会話等を重視し、審理方法等について気になった点を指摘したり、あるいは長期未済事件の棚卸しに当たって長期化の原因を振り返り検討する中で、長期化を回避するための必要な技法を説明し、その当否を一緒に検討している。

◎ 合議事件を通じたアプローチ

○ 合議事件一般を通じた指導

- ・ 訴訟の進行中において、合議メモ、期日メモ、主張整理案を作成させるなどして、自分なりの進行の方針や争点整理を検討させた上で、それを修正する形で自らの体験談を踏まえて指導するなどして、争点整理の手法を伝えていく。
- ・ 期日前の進行合議において、求釈明や暫定的心証開示の内容について議論し、期日終了後や判決段階において、争点整理の結果について振り返りを行い、当該期日での訴訟指揮の趣旨（狙い）を陪席に説明するなどしている。合議に当たっては、自らの意見について、具体的な理由を付して説明している。
- ・ 原則として、受命裁判官の指定をせず、争点整理手続全般を通じて、合議体3名で合議をし、主任裁判官→非主任裁判官→裁判長の順番で発言するようにし、非主任裁判官にも主体的な検討を促す。

○ **左陪席主任事件（事前合議への参加）**

- ・ 受命裁判官が部総括と左陪席の事件についても、審理の経過、そのような経過をたどった理由、今後の審理の見通し、和解の経過等について右陪席に話をし、左陪席と右陪席の間で議論させるなどして両陪席の議論の活性化を企図している。
- ・ 右陪席裁判官が事案の内容を把握して合議に参加するのに負担を感じないような合議メモの在り方や合議の方法を工夫し、事件の進行や争点整理の具体的な在り方についても意見を求める。

○ **左陪席主任事件（期日への関与）**

- ・ 右陪席の単独事件から付合議とした事件など指導に適した事件について、合議体そのまま争点整理手続を行い、期日前合議や期日を通じ、口頭議論による主張整理を体験してもらう（ただ自分がやって見せるだけでもよい。）。

○ **右陪席主任事件**

- ・ 右陪席に負担にならない程度に右陪席主任事件を設け、事案の内容や進行状況に応じて、合議体と受命裁判官を使い分けるとともに、裁判長同席のもと右陪席に争点整理を実践してもらう。合議を踏まえ、右陪席に単独で争点整理を行ってもらうことも考えられる。
- ・ 右陪席主任事件等で、裁判長として争点整理を実践し、また、合議の際に見通しを議論することを通じて、争点整理の具体的な実践を体感できるように工夫する。

○ **付合議の活用**

- ・ 単独事件で長期化した事件又は成長支援に資すると思われる事件を付合議にし、右陪席裁判官を主任として、合議体3名又は右陪席裁判官と裁判長の受命で審理し、争点整理の在り方、手法について承継を図っている。

○ 疑似合議の活用

- ・ 右陪席の単独事件について左陪席を交えて全員で疑似合議し、右陪席に更に検討を深めてもらい、左陪席には活躍の場を作って自信をつけてもらう機会を作ることなどが考えられる。
- ・ 月に1度の割合で疑似合議の機会を設け、右陪席裁判官が担当する単独事件の悩みを相談する機会を設けることによって、当該事件の法的問題の特定の仕方、錯綜する裁判例を整理してその射程を検討する手法その他の部総括の事件解決をめぐる思索に接する機会を増やしている。

◎ 部内での議論や勉強会

○ 判決書の回覧

- ・ 言渡しをした判決は、調書判決を除き、全て部内で回覧し、また、控訴審からの戻り判決についても、全て部総括裁判官の回覧に供されることとなっている。必要な場合には、右陪席の判決に対し指摘等を行うことがある。

○ 控訴記録の活用

- ・ 高裁から参考送付された第一審及び控訴審の判決書を素材とする検討会やランチミーティングでの議論を実施し、具体的事案を前提として、争点整理の可否等につき議論をして、右陪席裁判官にとっての気付きの機会としている。

○ 定期的・具体的な相談の機会や勉強会の設定

- ・ 年に3回程度、単独事件の棚卸もかねて、部総括と右陪席のマンツーマンのミーティングを行っており、その際に単独事件の状況を把握しつつ、相談に応じている。
- ・ 他の小規模庁の部総括と相談・連携を密にして、高裁の協力を得て合同でテレビ会議を利用した判決書勉強会を立ち上げ、本年1月に1回目を行った。
- ・ 庁の委員会のテーマとして、現在の争点整理手続の問題点を分析してあるべき争点整理手続を検討することを取り上げて議論するとともに、委員会の議論の状況を各部で紹介して各部で議論している。

○ 相談しやすい雰囲気作り

- ・ 周りにいる裁判官に積極的に相談し、多角的に検討することが有用であるとして、気軽に相談をするよう日頃から意識付けをしている。

◎ その他

- ・ 部総括裁判官等の争点整理手続を見学させるなどの試みが考えられる。
- ・ 争点整理の手法に関する論文等の文献リストを作成することも考えられる。

(アンケート2)

協議事項(1) 争点中心型の審理を實踐し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題

1 争点整理の基本的な在り方、手法を陪席裁判官（民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定）に承継するために、庁としてどのようなことをしていますか（また、するべきと考えていますか。）。（自由記載）

主な具体的回答

◎ 地裁内での実践的な取組

○ 模擬弁論準備

- ・ 争点整理で何をすればいいのかわからないという経験の浅い右陪席のため、裁判長等が実演する模擬争点整理を行い、争点整理の實際を示すことが考えられる。

○ 期日の傍聴

- ・ 裁判長や他の右陪席（他部を含む。）の単独事件の傍聴や、合議体の構成を組み替えるなどの方法により、他の裁判官による事前準備の内容や期日における議論の在り方を知り、事件の進め方を学ぶための機会を増やしていきたい。

○ 合議事件（付合議）の活用

- ・ 右陪席主任の合議事件を一定数設けて、左陪席主任の合議事件における期日間合議への参加以外に、裁判長の争点整理に直接触れる機会を設けている。

○ 事務分配の調整

- ・ 付合議による右陪席の負担増に関し、事務分配の調整によって支援することが考えられる。

○ その他

- ・ 右陪席裁判官が、執行破産その他の事件をそれぞれが担当しており、独立簡裁填補もあるため、積極的に合議に関与できるよう、期日前合議等の時間を意識的に確保する必要がある。
- ・ 具体的事件記録をもとにした模擬合議を開催し、全合議体での意見交換をしたほか、うち1つの合議体の合議の様子を録画したDVDを上映した。また、各自が争点整理その他事件処理上の問題を持ち寄り、全裁判官で議論するなどした。

◎ 地裁内での意見交換

○ 庁全体での意見交換

- ・ 民事部の研究会による争点整理の技法の提言と、各裁判官による実践の結果の報告や、民事部全体をグループに分けて年数回行う部を超えた研究会、民事単独事件経験

3年未満の右陪席を対象として初心者特有の悩みを相談する昼食懇談会などを実施している。

- ・ 複数の委員会の議論の成果を基に、争点整理における口頭議論の活性化や右陪席裁判官の現状と課題についてパネルディスカッションの開催や、訴訟の初期段階における争点整理の在り方について、ケーススタディを作成、公表するなど、争点整理の実践的な技法を学ぶ機会を提供している。
- ・ 本庁民事部と各支部とをテレビ会議でつなぎ、民事単独事件を担当している全裁判官が参加して、昼休みに定期的に「事件相談会」を実施している。
- ・ 支部の裁判官を交え、年2回、単独経験が浅い右陪席裁判官等が実際に言い渡した判決や、控訴審からの戻り判決を素材にした意見交換会を実施し、争点整理の在り方・手法についても意見交換している。

○ 部総括による意見交換

- ・ 部総括による意見交換の機会に、右陪席の成長支援に関する意見交換や合議の充実等に関する各部の状況について情報交換をしている。

○ 部内での意見交換

- ・ 各部における合議事件への右陪席の実質的関与の程度を高める取り組みについて、各部の状況や工夫等について各裁判長や右陪席が意見交換する場を設けている。
- ・ 裁判長と陪席裁判官の面談を定期的に行い、進行中の単独事件の状況の確認や、直面している事件処理上の問題点について協議し、陪席裁判官が争点整理の在り方、手法を習得する機会としている。

○ 右陪席同士の意見交換

- ・ 右陪席事例検討会で、右陪席が自分の担当事件で控訴審により変更等がされた事案を素材として提供し、高裁判官のインタビューなどとした上で、部総括を相談役に参加させて右陪席クラスで議論をし、経験を共有する機会を設けている。
- ・ 右陪席裁判官を主体とし、裁判長にもアドバイザーとして入ってもらい、実在の事件記録を基にした争点整理に関する勉強会と、一審及び控訴審の判決書を基にした主張整理等を含む判決の在り方に関する勉強会を実施している。

◎ 上訴審との意見交換等

○ 高裁部総括との意見交換

- ・ 高裁部総括主催による判決書勉強会（判決起案の技法及び審理の在り方を研究）や高裁と地裁の懇談会において、審理や判決について高裁部総括が講話をした上で、具体的題材をもとに議論をすることなどを行っている。

○ 控訴記録の活用

- ・ 高裁から参考送付された判決を、参考判決選別委員会において全件検討し、執務上参考となると考えられたものを地裁管内の全裁判官に配布し、審理の在り方を検討するための具体的素材を提供している。
- ・ 定期的に、戻り判決を題材とした勉強会を行っており、判決の判断の分かれ目となったポイント、審理経過、判断経過の振り返りを行い、結論を決めるに当たり着目した事情や中心的な争点の捉え方などについて意見交換が行われている。
- ・ 管内全裁判官が原審である控訴審判決を対象として、原判決と控訴審判決を本庁裁判官室内・支部で回覧し、控訴審の意図の理解や閲読の便宜のため、部総括が解説ないしはコメントを付している。

○ その他

- ・ 控訴審により原審判決が変更された場合に、判決データとともに、控訴審の主任裁判官の氏名の連絡がされることにより、原審裁判官が同主任裁判官から控訴審からみた原審の審理及び判断の在り方について講評してもらえる態勢をとっている。

◎ 弁護士会との意見交換

- ・ 本庁及び支部において、民事裁判実務に関する懇談会を弁護士会と共催で実施し、特定の事件類型を念頭に争点整理その他審理の在り方について意見交換をしている。
- ・ 弁護士会との懇談会において、ケースを用いた争点整理に関する協議を継続的に実施し、その成果物としてパネルディスカッションを年に1回実施している。

◎ 他庁（地裁）との意見交換

- ・ 高裁と管内の複数の近隣庁が合同で判決書勉強会（テレビ会議を利用）を始め、問題があると思われる1審判決を題材に審理の在り方、主張整理、争点の把握、事実認定、判断について議論している。
- ・ 事件を離れて争点整理を目的とした勉強会について、実践的なものを実施するためには、小規模庁としては他庁との合同企画として実施するのが望ましく、そのためには庁としての支援が必要となる。

◎ その他

- ・ 小規模支部の裁判官や、簡裁の裁判官からの相談窓口を右陪席が交替で担当し、相談が来た時には、民事部全体で検討する体制にしている。
- ・ 支部を含めた民事事件を担当する右陪席裁判官全員が、適宜争点整理に関する悩みを含む実務上の問題について相談できる体制が設けられている。

協議事項(2) 民事訴訟手続のIT化を見据えつつ、現行法の下で審理運営の改善を図るための方策

2 民事訴訟手続のIT化を見据え、審理運営を改善するために活用すべき現行法の規定や実務上の工夫として、どのようなものが考えられますか。(自由記載)

主な具体的回答

◎ 争点整理手続を充実させるための工夫

● 口頭議論活性化のための工夫

○ 口頭議論

- ・ 争点整理の期日における口頭での議論を通じて、裁判所の認識を双方当事者間に伝え、争点認識の共通化を図る。特に、間接事実や補助事実が多岐にわたる事案では、主要事実との関係、重要度、証拠の裏付けなどを整理することが考えられる。

○ 事件関係者への出頭命令

- ・ 訴訟代理人がいる場合であっても、事実関係の主張が不明瞭な場合には、当事者本人の出頭を確保するために、釈明処分としての当事者本人等への出頭命令(民訴法151条1号)が考えられる。

○ 主張対比表の作成

- ・ 主張対比表や時系列表、ブロックダイアグラムを当事者間でやりとりしながら作成することが考えられる。

○ ホワイトボード等の活用

- ・ 弁論準備手続の期日において、当事者関係等が複雑な事件では、論点をまとめた資料を当事者に配布する、ホワイトボード等に表示した争点整理案・ブロックダイアグラム等を用いる等、視覚的な補助を得ながら弁論準備を行う。

● 共通認識形成のための定型的なツールの活用

○ 訴状の定型フォームの活用

- ・ 要件事実の整理に馴染む事件(不動産、不動産登記等)について、訴状の請求を理由付ける事実と事情を区別して記載できる定型フォームを活用する。

○ 争点整理のツールの活用

- ・ 審理方法が研究されている事件類型(遺留分、遺言無効確認、相続財産、名誉毀損、保険金、ソフトウェア開発、境界確定、証券取引、商品先物取引等)で、認否や反論、証拠の有無等を当事者が書き込んで争点整理を完成させるテンプレートを活用する。
- ・ 建築事件の瑕疵一覧表、医療事件の診療経過一覧表、労働事件の時間外労働時間の

計算表、損害賠償事件（特に交通事件）における損害一覧表（当事者の主張額のみならず、その根拠の骨子が記載されたもの）を活用する。

○ 訴状審査の効率化

- ・ 訴状審査において、訴状や計算表のデータの提供を受けることにより、適切な訴状審査（検算等）を行うことが可能となる。

● 求釈明の工夫

○ 釈明による充実した期日間準備

- ・ 民訴法149条により期日外でも当事者に釈明を行い、期日の実施前に、次回期日において議論すべき事項や裁判所の問題意識を代理人に事前に伝えておき、代理人に十分な準備をもらった上で期日に臨んでもらう。

○ 求釈明事項の共有化

- ・ 裁判所からの求釈明事項を必要に応じて記録化しておくこととし、求釈明した事項を一覧表、チェックリストにして共有する。

● 争点整理の結果の共有のための工夫

○ 争点整理手続期日における認識の共有化

- ・ 争点整理の結果を裁判所が示すことで、当事者間で認識を共有する。

○ 要約書面の活用

- ・ 争点整理の結果を共有する手段として、当事者に対し、裁判所がまとめた主要な争点を意識した要約書面（民訴法165条2項、170条5項、176条4項、民訴規則86条2項、90条、92条）を提出させ、実質的な弁論準備手続の結果陳述（民訴法173条）に活用する。

○ 争点整理の結果の判決書への活用

- ・ 争点整理の結果をまとめた書面や時系列表は、できる限り判決に利用できる形式及び内容のものとして、判決起案の労力を軽減させる。

● 電磁的記録の提供の活用

○ 電磁的記録の提供

- ・ 民訴規則3条の2第1項に基づき、訴状や準備書面、図面や計算表等の電磁的記録の提供を受け、主張整理案や瑕疵一覧表等を作成し、判決書の作成にも活用する。

◎ 準備書面の作成に関する工夫

○ 新たな形式の準備書面の作成（時系列表・一覧表の一体化）

- ・ 事案の把握を容易にするために、時系列表と主張一覧表を一体化させた準備書面を作成させる。

- **新たな形式の準備書面の作成（総括準備書面、要約準備書面）**
    - ・ 争点整理の結果を的確に準備書面に反映させ、かつ判決書作成に役立てるために、従前の自己の準備書面に加除修正を加える方法による準備書面（総括準備書面方式）や、争点整理の最終局面で争点に関する主張の要約をした準備書面（要約準備書面方式）といったものを当事者に作成、提出を求める。
  - **準備書面の項目・様式の指定**
    - ・ 争点整理案に活用するために、準備書面に記載すべき項目・様式を、具体的に指定する（「主要事実のみ記載し、間接事実・補助事実は別の項目で記載されたい。」、「…の点に関する評価根拠事実を箇条書きで記載されたい」等）。
  - **準備書面の枚数制限等**
    - ・ 記録が電子化されると、コピーペーストが容易になったり提出が気軽にできたりするため、書面が更に長大化する懸念がある。そこで、真に必要な点の主張に絞らせるために、あらかじめ主張書面の枚数制限や冒頭に要約書面をつけることを求めることが考えられる（ただし、運用には限界があることも想定される。）。
- ◎ **進行管理に関する工夫**
- **期日間準備を充実させるための工夫**
    - **審理方針の共有化**
      - ・ 争点整理手続に付す段階では、中心的争点を口頭で当事者と確認し、争点整理手続が一定程度進んだ段階になれば、今後見込まれる主張立証の内容とそれに要する期日の回数を口頭で当事者と確認するなどといった簡潔な審理方針を当事者と共有する。
    - **期日間準備の充実**
      - ・ 期日に先立ち、双方当事者に対し、次回の具体的な議題等を頭出ししておき、事前準備の上で期日に臨んでもらう。特に十分な準備が必要なときや、口頭議論が得手ではない当事者のときなどでの活用が考えられる。
      - ・ 提出された書面が簡潔過ぎる場合等、期日を迎える前に補充や補足が必要なときは、次回までに対応・検討するよう依頼して、次回の期日が有効に活用できるようにする。
  - **期日指定の工夫**
    - **初回期日から争点整理手続を実施**
      - ・ 双方代理人がついており、訴え提起前に交渉がされている事件については、民訴規則61条の進行照会を活用して情報収集し、初回の期日から弁論準備手続や書面による準備手続に付すことが考えられる（民訴規則60条1項）。
    - **初回期日の柔軟な指定**

- ・ 第1回口頭弁論期日に被告の欠席が見込まれる場合、被告が出頭可能かつ実質答弁が可能な日時に、当事者双方の合意で期日変更を行う（民訴法93条3項ただし書）。

○ 争点整理期日の柔軟な指定

- ・ 口頭議論を活性化させるため、議論の必要性に応じて、10分枠の期日、30分枠の期日、1時間枠の期日を指定するなどメリハリをつける。
- ・ 口頭議論の活性化、効率的な審理運営のため、複数期日を一括指定する。

● 計画（的）審理のための工夫

○ 提出期限の遵守

- ・ 準備書面の事前提出の確保のために、提出期限を設定し、遅滞した提出については、当該当事者に期日で遅滞の理由を説明させ、その説明を書面で提出させ（民訴法167条、174条、民訴規則87条参照）又は調書に記載することも考えられる。

○ 提出期限の共有

- ・ 準備書面と証拠の提出状況を一覧できるようにし、あらかじめ当事者の意見を聴いて定めた準備書面の提出期限に遅れる場合、どの書面がどのくらい遅れたかが明らかになるようにして、遅れを自覚してもらうようにする。

○ 進行管理

- ・ 当事者から提出された書面が前回期日における課題等に沿ったものであるか事前によく確認し、不足がある場合には再度の作成依頼を行うなど、書記官による期日間の進行管理を徹底する。
- ・ 事案に応じて「プロセスカード」又はこれに類した書面を活用して、裁判所と当事者双方が今後の行うべき準備などの認識の共有化を図り、提出期限の徹底（督促に活用）などを含め、計画的に審理を行うようにする。

○ 計画審理

- ・ 進行管理に当たって計画審理の規定（民訴法147条の3）を活用する。
- ・ 訴訟終盤からの計画審理であれば、当事者の抵抗感も小さく、失権的効力（民訴法157条の2）などにより当事者の遵守意識を高めることが期待されるので、争点及びそれに関する主張、人証の要否がある程度明らかになった段階で、その後の手続（整理された主張書面の提出、人証）について審理計画を定めることが考えられる。

◎ 証拠整理に関する工夫例

○ 書証の厳選

- ・ 準備書面における証拠の引用（民訴規則79条4項）、証拠説明書の記載（立証趣旨）を活用して、主張と証拠の結び付きについて口頭で分かりやすく議論し、関連性のな

い書証については採用しないことが考えられる(民訴規則99条1項参照)。

○ **書証の電子的提出**

- ・ 電子データ化された書証(準文書)を用いることにより、検索機能等を活用することが可能となり、効率的な審理に資することになる。

○ **証拠説明書**

- ・ 証拠説明書の書式を統一し、電子データで提出してもらうことで、書証を表題や作成年月日によりすぐ検索できるようにする。

○ **書証の原本取調べの合理化**

- ・ 成立が明確に争われているものを除き、書証の内容や性質によっては、期日において写しを原本として提出したり、原本に代えて写しを提出することを当事者と合意するなどして、書証の取調べを合理的に行うことが考えられる。

◎ **争点整理手続の柔軟な選択**

○ **双方当事者が不出頭での争点整理手続**

- ・ 書面による準備手続(民訴法175条)又は事実上の打合せを柔軟に活用して、双方が不出頭でも争点整理を実施する。
- ・ 電話会議システムを利用して柔軟に協議を行って実質的な争点整理を行いつつ、必要に応じて弁論準備手続(民訴法168条)を取り入れて、適切な時期に主張書面の陳述や書証の取り調べを行う。

○ **双方当事者が不出頭での和解**

- ・ 書面による準備手続の協議の場で和解が成立したような場合には、直ちに調停に付して、民事調停法22条の準用する非訟事件手続法47条に基づき、電話会議等を利用して調停を成立させる。
- ・ 裁定和解(民訴法265条)、調停に代わる決定(民事調停法17条)を活用する。

◎ **その他**

○ **調書作成の合理化**

- ・ 口頭弁論調書の記載に代わる録音・録画テープ等の記録及び調書添付(民訴規則68条, 69条, 78条)を活用する。

○ **ウェブ会議を用いた証人尋問**

- ・ 遠隔地の証人の尋問(民訴法204条, 210条, 207条)に際してテレビ通話方式等を活用することで、設備上の制約を緩和することが可能となり、書証の提示や図面上に指し示すことも比較的容易になる。

○ **専門委員の広域活用**

- ・ テレビ会議等を活用して専門委員の関与(民訴法92条の3, 民訴規則34条の7)を認めることで, 専門委員を広域活用する。

○ **時機に遅れた攻撃防御方法**

- ・ 時機に応じた主張立証活動を促し, 充実した審理判断に繋げることを可能にする, 攻撃防御方法の適切な提出時期を担保する規定(民訴法156条の2, 157条及び157条の2)を活用する。

○ **裁判官交替時における説明会の開催**

- ・ ①異動前の裁判官が争点の項目一覧を作成して当事者に対して示し, ②新たに着任した裁判官が迎える最初の期日において, 当事者が, 裁判所に対し, 上記の争点項目一覧表に基づき, 事件の争点及び当事者の主張, 重要な間接事実並びに証拠の趣旨を説明する機会を設ける(実質的口頭弁論の更新手続)。

○ **提訴前照会(法132の2), 当事者照会(法163)**

- ・ 訴え提起前及び期日間の訴訟準備を充実させるために, 提訴前証拠収集の手続(民訴法132条の2以下)や当事者照会(民訴法163条)を活用し, 期日外に当事者間で事実関係の解明と整理を行うことで, 期日では, その結果を踏まえた議論に集中することが期待できる。

協議事項(3) ウェブ会議等のITツールを活用して充実した争点整理を行うために  
留意すべき事項 (フェーズ1関係)

3 ウェブ会議を活用して争点整理を進めるに当たって留意すべき事項として、  
どのようなものが考えられますか。本年5月に送付した「ウェブ会議を活用し  
た争点整理について」の内容も踏まえ、今後特に検討しておくべきと考える事  
項について御回答ください。(自由記載)

主な具体的回答

◎ 争点整理手続の使い分け

○ 事件の選別基準

- ・ 当事者や事件の性質により、ITツールを用いることが不相当となる事件も考えられるので、事件の選別をいかなる観点から、いかなる基準で行うかが問題となる。
- ・ 事件の選別基準の基本的な方針について、弁護士会との共通理解を図る必要がある。

○ 本人訴訟における適切な取り扱い

- ・ 本人訴訟におけるITツールの適切な取扱いについては、慎重な検討を要する。
- ・ 第三者による不当な影響をどのように抑止するかを検討する必要がある。

○ 手続の選択

- ・ 手続の選択に当たっては当事者の意見を反映させるべきである。
- ・ 事実上の打合せを利用する場合、結果の残し方等の運用ルールを検討しておく必要がある。
- ・ 当事者双方がウェブ会議を用いる場合、どのような手続を採るのが相当か、各種の手続上の制約(準備書面の陳述や和解等)が生じることから、これらの問題への対応方策についても、検討しておく必要がある。

◎ 争点整理の在り方

● 争点整理一般

○ 新たな争点整理の手法の検討

- ・ 裁判所(裁判所書記官を含む。)や当事者に相当負担となる場合があるため、メリット、デメリットを把握し、費用対効果の点からも十分な検討を行うことが必要である。
- ・ 争点整理は適切な判決という最終目的に即したITツールの使い方を事案ごとに選択する必要があるから、当事者に争点整理案を作成するよう求める事案としてどのようなものを想定するかについて検討する必要がある。

- ・ 何らかの結果を残すとしても、ITツールを使ったコミュニケーションを円滑に進めるために必要な書面という視点が必要と考える。
- ・ メモを準備書面に見立てた場合、現行のプラクティスと最も親和性が高く、汎用性も高いため、最も優れた手法は総括準備書面型と考える。
- ・ 当事者にとって手間が掛かる方法や、主張が制限される可能性がある方法は定着しないため、裁判所が当該事案に適した方法を積極的に提示し、その理解を得つつ進めることが不可欠である。
- ・ ウェブ会議を活用した争点整理（総括準備書面型、訴状、答弁書修正型等）によると、背景事情等を把握しづらく、裁判所が紛争の実相に迫れないおそれがあり、和解勧誘のタイミングを逃すおそれもある。
- ・ 新たな争点整理の手法が生じるのであれば、判決書の在り方についても検討が必要である。

● **ウェブ会議の実務上の留意点等**

○ **ウェブ会議の活用の視点**

- ・ 本格的な争点整理に至るまでの情報収集、準備過程の手段として、比較的短い所要時間で短い間隔でウェブ会議の期日を入れ、充実した口頭議論をするための下支えのツールとして活用する。
- ・ ウェブ会議の活用に当たっては、いわゆるノンコミットメントルール（撤回が制限される自白との区別も含む。）の徹底について、弁護士会との間ではもちろんであるが、裁判所内部でも認識を共有する必要がある。
- ・ 手続実施時の出頭当事者の確認、映り込みへの対応等について、一定のルール化を含めて検討しておく必要がある。
- ・ ウェブ会議を使用して手続に参加する者の所在場所について検討しておく必要がある。
- ・ ウェブ会議を使用する場合に、本人以外の傍聴等につきどのような運用をしていくことが考えられるかについて検討しておく必要がある。
- ・ 一方当事者のみが裁判所に出頭してウェブ会議を行う場合、裁判所の端末を使用して実施するのか、出頭した当事者が持参した端末を利用させるのか、その場合の回線はどうするのかを検討しておく必要がある。
- ・ 多数の代理人が参加するウェブ会議における発言時のルールを取り決めておく必要がある。

- ・ 裁判官が交代したり，代理人が交代・辞任した場合でも，ウェブ会議の成果を引き継げるようにする必要がある。
- ・ ウェブ会議を活用すべき場面の検討の表裏として，当事者の裁判所への出頭が必要な場面及び出頭確保の方策について検討する必要がある。
- ・ メールアドレスなどの当事者情報の管理（記録化の要否，管理の期間）の在り方について検討する必要がある。

○ **ファイル共有機能の利用基準**

- ・ ファイル共有機能が自己目的化しないように，期日の中で同機能を活用して争点整理を行うことがふさわしい局面，期間に同機能を活用する局面としてはどのようなものがあり，その場合の合理的な実践方法を検討する必要がある。
- ・ 医療事件，交通事件では，有効な利用が期待できる。

○ **ファイル共有したデータの位置付けの明確化**

- ・ ファイル共有したデータの訴訟法上の位置付けについて，全国的に共通認識を図る必要がある。
- ・ 現行法制上は書面による準備手続に付すとしても，データでは訴訟法上は提出扱いにできず；ウェブ会議でのデータの位置付けについて，別に紙も準備するかを含め，弁護士側と十分に意見交換しておく必要がある。
- ・ 安易な主張の撤回を許さず，不合理な主張の変遷を判断の基礎とすることができるルール作りが必要である。

○ **ファイル共有機能のルール作り**

- ・ フォルダの設置，いつ誰がどの部分を編集したかという編集履歴の記録化，ファイルの保存場所，編集権限，バージョン管理やバックアップの方法等について，事件毎にルールを決めるのではなく，統一的なルールを作成すべきである。
- ・ ファイル共有した場合の情報セキュリティポリシーとの整合性，位置付けを明らかにしておく必要がある。

○ **加除訂正部分の確認手法**

- ・ 事実経過一覧表や主張整理表などファイル共有されたデータを，誰が，いつ，どの部分を加除訂正したのか確認できるようにし，バージョン管理を行う必要がある。
- ・ 加除訂正を発見した場合の対処法についても検討しておく必要がある。

● **メッセージ機能**

○ **メッセージ機能の位置付け**

- ・ 純粹に自由な議論の場として位置付けるか、弁論の全趣旨として用いることができるものと位置付けるかを含め、ウェブ会議におけるやりとりの手続上の位置付けを明確化させる必要がある。
  - ・ メッセージ機能を活用することができる場面や合理的な活用方法としてどのようなものが考えられるかにつき、検討する必要がある。
- **メッセージ機能の有効活用**
- ・ 期日間のメッセージのやり取りを的確かつ合理的に把握するために、一定のルールの在り方を検討する必要がある。
- **メッセージ機能の弊害**
- ・ メッセージ機能は、手軽に利用できる反面、多数のメッセージにより混乱したり、頻繁に主張が変遷したりして円滑な訴訟進行を阻害する可能性がある。
- ◎ **期日間の進行管理の在り方**
- **期日間の進行管理**
- ・ 期日間に随時データがアップロードされることも想定されたため、裁判所がリーダーシップを発揮し、進行メモや争点整理メモなどのツールを利用するなどして、分かりやすい進行管理を行う必要がある。他方において、裁判所と当事者に過度な負担をかけるような訴訟運営にならないよう留意する。
  - ・ 即応できない代理人がいる場合の進行の在り方について検討する必要がある。
- **期日間の準備**
- ・ 期日における議論を充実したものにするには、期日間準備における作業も重要となるため、期日間にどのような準備を行うことが考えられ、どのように運営するかの検討が必要であると思われる。
  - ・ 期限の管理方法についても基本的なルールを検討する必要がある。
- ◎ **書記官事務の在り方**
- **ファイル共有事務の役割分担**
- ・ 期日前の書面ファイルのアップロード等の準備を、裁判所と当事者との間、あるいは、裁判官と書記官との間でどのように役割分担するか検討する必要がある。
- **調書の必要的記載事項**
- ・ 調書化される範囲や方法、許される行為とそうでない行為の区別などについて、あらかじめ整理してルールを設定し、裁判所及び当事者双方において認識を共有しておく必要があると解される。
- ◎ **IT機器の使用法、ITスキルの向上**

○ IT機器の習熟

- ・ 頻繁にIT機器に触れる機会を設け、IT機器の習熟が必要不可欠である。
- ・ ウェブ会議を活用して争点整理を進める場合に有用であり、習熟しておくべきITスキルを抽出して、その具体的な技能を習得することが必要である。

○ 利用マニュアルの整備

- ・ 実務に定着させるためには、実務的なマニュアルを整備する必要がある。
- ・ マニュアルは、地方の実情に応じて考慮すべき点についても検討する必要がある。

○ 当事者のITスキル

- ・ 当事者のITスキルによっては争点整理手続に手間取るリスクがあるため、当事者のITスキルの格差が審理や判断に及ぼす影響について検討する必要がある。

◎ ウェブ会議の普及

○ ウェブ会議を普及させる上での留意点

- ・ まずは電話会議の代用として画面を通じた顔が見えるコミュニケーションが効果的であることを当事者との間で共有し、普及を心がける。
- ・ 裁判所と当事者に過度な負担をかけるような訴訟運営にならないよう留意する。
- ・ 一般に普及させるべき基礎的な事項について短期的目標を具体的に定めることを検討することが考えられる。例えば、従来式の準備書面のアップロード等の基本的操作の習得などを短期的目標とし、ファイル編集機能を広く利用するなどの応用的事項については、中期的・長期的目標とすることが考えられる。
- ・ 双方代理人出頭時も、期日外でチャット機能やファイル共有機能を用いて争点整理を実施することで、ウェブ会議の利用を促進する。

○ 弁護士会との関係での留意点

- ・ 争点整理における有用性についても、弁護士会と協働して意義を見い出していけるような活動をしたい。
- ・ 模擬裁判、パネルディスカッションなど弁護士会のITPTと連携した各弁護士への制度の周知を図る必要がある。
- ・ ウェブ会議のメリットを考えた場合、当該特定庁の周辺庁の弁護士にニーズがあり、進行中の電話会議を随時ウェブ会議に切り替えていく希望も予想され、周辺庁においても、特定庁のフェーズ1開始に先立って、管内の弁護士への周知と機器の習熟のための模擬裁判等の実施が重要となる。周辺庁において知っておくべき情報や準備・協力すべき事項があるか否かについて、認識共有が望ましい。

◎ その他の留意点

○ ITツールの利用を阻害する要因への対応

- ・ セキュリティ、ヒューマンエラーのリスクなど、ITツールの利用を阻害する要因を整理した上で、適切に危機管理できる体制を構築する必要がある。
- ・ 不正アクセス、情報の流出などのセキュリティ対策について検討しておく必要がある。
- ・ 当事者や第三者による無断録音・録画に対する対応を検討しておく必要がある。

○ 接続不良時の対応

- ・ 電話会議を並行してスタンバイさせておくなど、突発的な通信回線の接続不良に対処できるバックアップ態勢を事前に確定しておき、裁判官等に周知・徹底しておく。
- ・ 当事者の利用環境を確認する必要がある。